

不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成21年11月24日に不適合管理委員会で審議された不適合事象は、下記のとおりです。

区分 : 該当なし

区分 : 該当なし

区分 : 該当なし

その他 : 17 件

NO.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	復水脱塩装置脱塩塔(H)入口流量指示値(CRT)において、指示値不良(停止時流量表示)が認められたため、当該流量計を点検。	D	
2	1号機	原子炉格納容器調気系液体窒素蒸化器加熱蒸気ドレントラップにおいて、動作不良(閉に復帰しない)が認められたため、当該ドレントラップを点検補修。	D	
3	1号機	原子炉補機冷却系第2中間ループ熱交換器(A)ブロー弁閉操作時、同弁トルクスイッチ作動が認められたため、当該弁を点検補修。	D	
4	1号機	原子炉建屋付属棟非常用ディーゼル発電設備(A)排気ルーバ保護金網において、破損が認められたため、当該金網を補修。	D	
5	1号機	コントロール建屋1号中央制御室送風機(B)において、電動機地絡により停止したため、当該電動機を修理。	A	
6	3号機	原子炉補機冷却系第2中間ループ熱交換器(C)出口弁において、グランドリーク及び同部の腐食が認められたため、当該弁を点検補修。	D	
7	3号機	タービン補機冷却系熱交換器電解鉄イオン供給装置入口流量計において、同流量計保温材下部に水滲みが認められたため、当該箇所を補修。	D	
8	3号機	主復水器連続洗浄装置ボール捕集器ピット内グレーチング及び配管サポートにおいて、腐食が認められたため、当該腐食箇所を補修。	D	
9	3号機	中央制御盤に計算機監視項目警報が発生し、アラームを確認したところ制御棒引抜き監視モニタ(A)レベル高の瞬時発生が認められたため、原因を調査。	D	
10	3号機	取水設備トラベリングスクリーン(F)用電動機において、絶縁抵抗の低下が認められたため、当該電動機を点検修理。	D	
11	3号機	取水設備トラベリングスクリーン(H)用電動機において、絶縁抵抗の低下が認められたため、当該電動機を点検修理。	D	
12	3号機	建屋内冷房装置冷却水(純水)ブロー操作時、原子炉建屋給気処理装置廻りストームドレンファンネル詰まりにより水漏れ(約20リットル)が認められたため、当該ファンネルを点検補修。	D	
13	4号機	廃棄物処理補機冷却系熱交換器電解鉄イオン供給隔離第2次弁において、シートリークが認められたため、当該弁を点検補修。	D	
14	4号機	廃棄物処理補機冷却系熱交換器電解鉄イオン供給隔離第1次弁において、シートリークが認められたため、当該弁を点検補修。	D	

NO.	号機等	不適合件名	グレード	備考
15	4号機	廃棄物処理補機冷却系熱交換器流量指示計入口弁において、開固着が認められたため、当該弁を点検補修。	D	
16	4号機	格納容器露点温度計において、指示値不良(ハンチング)が認められたため、当該計器を点検。	D	
17	その他	1～4号機の管理区域図及び保安規定添付の管理区域図において、誤記(14件)が認められたため、当該区域図を訂正。	C	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉の停止 ・発電所外への放射性物質の漏えい ・非常用炉心冷却系の作動 ・火災の発生 など
区分	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・以下のうち、法律に基づく報告事象に該当しない軽度な場合 <ul style="list-style-type: none"> * 安全上重要な機器等の機能に支障を及ぼすおそれのある故障 * 管理区域内の放射性物質の漏えいが継続している場合 など ・原子炉への異物の混入 など
区分	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点から速やかに詳細を公表する事象	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化 ・原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障 ・原子力発電設備に係わる機器に影響を及ぼす水の漏えい ・圧力抑制室等への異物の混入 ・原子力発電設備に係る業務における人の障害 など
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> ・日常小修理 など

【原子力発電所における不適合事象の是正管理】

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

* 不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。

不適合管理グレード分け(不適合管理委員会にて決定)

- As :法令、安全協定に基づく報告事象
:プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A :国、地方自治体等へ大きな影響を与える事象
:定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B :国の検査等で指摘を受けた事象
:運転監視の強化が必要な事象
- C :品質保証の要求事項に対する軽微な事象
- D :通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 :消耗品の交換等の事象

(お問い合わせ)

福島第二原子力発電所・広報部・行政広報グループ
電話 0240-30-7802